

## 外来院内処方せん疑義照会簡素化プロトコル

信州大学医学部附属病院  
薬剤部

### ①目的

プロトコルに基づいて薬剤師が外来院内処方せんを修正出来るようにし、医師の業務負担を軽減することを目的とする。

### ②概略・法的根拠

処方権は医師のみに認められた権利であり、処方修正に関しても治療方針に関わるため、医師しか行うことが出来ないのが現状である。一方で、処方修正の内容は、施設の処方ルール逸脱や用法用量の指示に関するコメントの入力間違いなど、形式的な処方修正が非常に多い。診療中の形式的な疑義照会および処方修正への対応は医師の業務負担となっており、さらには診療の遅延に繋がる懸念される。

令和3年9月に発出された厚生労働省医政局長通知で、医師の業務負担軽減に向け、他職種が実施可能な業務については、他職種へのタスク・シフト/シェアを進めることが求められている。薬剤師へのタスク・シフトの具体例として、「事前に取り決めたプロトコルに沿って、必要に応じて、医師に対する薬剤の提案、医師による処方の範囲内での薬剤の投与量・投与期間（投与間隔）の変更は可能である」と示されている（医政発0930第16号）。当院では、既に院外処方せんの形式的な疑義照会については「院外処方せん疑義照会簡素化プロトコル」に則り対応している。今回、外来院内処方せんに関し、プロトコルの範囲内で薬剤師が代行で処方修正できる体制としたい。なお、本プロトコルは令和5年5月以降、院内に周知したうえで開始する。

### ③薬剤師が行うこと

- 処方医を依頼医に指定し、薬剤師がプロトコルの範囲内で代行修正を行う。
- 薬剤師は患者カルテに代行で処方修正した内容を記載する。
- 電子カルテのToDoメールを依頼医宛てに送信し、代行修正の内容について事後承認を依頼する。

### ④医師が行うこと

- 薬剤師からのToDoメールを確認し、薬剤師の代行修正の内容について承認を行う。

⑤外来院内処方せん疑義照会簡素化プロトコルの適応範囲について

- 麻薬処方せんに関してはプロトコルの適用外とする。
- 研修医が処方した処方せんはプロトコルの適用外とする。
- 薬剤師が代行修正可能な範囲は外来院内処方せんの処方に関するコメントの修正のみとし、内容に応じて医師に疑義照会した後に薬剤師が代行修正を行う。
  - 薬剤師が代行修正する際に疑義照会が不要な場合
    - ✓処方コメントの修正（例. 粉碎調剤、半錠、一包化、シートのままで良い、2剤以上の軟膏混合に関する事などのシステムに関するコメントの修正 など）
    - ✓不均等入力の修正
  - 薬剤師が代行修正する際に疑義照会が必要な場合
    - ✓フリーコメントの修正（例. 服用開始日を正しい日付に修正する など）
    - ✓口腔内崩壊錠の粉碎調剤指示に関するコメントの削除
    - ✓薬剤情報提供可のチェック入力

⑥本プロトコルに関する問い合わせ窓口

薬剤部調剤室

以上